

建材・住宅設備産業取引適正化研究会  
議事要旨

**1. 日時・場所**

日時：2025年12月25日（木曜日）10時00分～12時00分  
場所：経済産業省内会議室

**2. 出席者**

○委員

高橋善樹座長、岩前篤委員（書面）、阿部守委員、畠山和範代理（深川祐一委員）、清水洋一委員、宮谷賢治代理（北坂昌二委員）、玉置敏子委員、原田岳委員、猪股匡順委員、寺家克昌委員、宮村敬治委員、仙田誠委員、坂田徹委員、福浦つづる委員、木村昌充委員、臼井浩一委員

○オブザーバー

一力哲也課長補佐（国土交通省不動産・建設経済局建設業課建設業適正取引推進指導室）

奥山航課長補佐（国土交通省住宅局住宅生産課）

綿引隆夫課長補佐（経済産業省製造産業局素材産業課）

○事務局

経済産業省製造産業局生活製品課住宅産業室

**3. 議事概要**

○事務局から資料に基づき、「建材・住宅設備産業取引ガイドライン」改訂案について説明。その後、同ガイドラインの改訂事項に関する質疑応答が行われ、ガイドラインの改訂につき承認が得られた。

（委員からの主な意見）

- ・ 建材・住宅設備業界における取引適正化の課題解決に大きく寄与することが期待されるガイドラインになったのではないか。
- ・ 中小零細工務店は法令遵守の意識が薄いところもあるが、ガイドライン等で定めたものがあると、問屋やメーカー、流通事業者等へ提示するだけでも十分意識を持っていただけると思う。
- ・ 配送に関して、無償で運送させるような実態がある。運賃料は本来有料であると提示いただけすると、工務店に改善を促しやすい。
- ・ 資本金基準や従業員基準に適合しない場合は取適法が適用されず、不利益行為が見逃されてしまう。ガイドラインとは別に、業界の取組として、取適法対象外だから無償で対応させても良いということにならないよう促していただきたい。
- ・ ガイドラインの改訂により、金型保管に関して交渉しやすくなったのではないか。発注者側からも配慮をしていただきたい。
- ・ 金型保管に関する勧告事例が増えていることも踏まえ、公正取引委員会が公表している事例を紹介して注意喚起を実施している。改訂版ガイドラインにおいても金型に関する具体的な留意点等が詳細に記載されており、力を入れて周知を図っていきたい。

- ・ 建材・住宅設備業界における価格転嫁や取引適正化の促進のためには、顧客（川下）も含めた住宅・建築のサプライチェーン全体での取組（取適法対象外の取引も含む）促進が課題。ガイドラインの世界から外れるかもしれないが、川下の業界ガイドラインや自主行動計画、パートナーシップ構築宣言等の取組も促進していくことが大事。

○この他、各業界団体委員より、取引適正化に係る今後の取組として、本ガイドラインや取適法の内容の会員企業への周知徹底や普及啓発、セミナーの開催、適正取引に係る自主行動計画の改訂や独自チェックリストの策定等を実施していく旨発言あり。

以上